

令和7年（2025年）4月1日から 精神障がい者のJR運賃割引が始まります

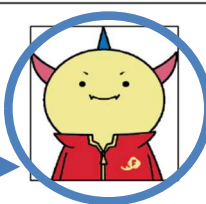
■ 対象となる方

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

- ① 写真付きのもの
- ② 旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額の欄に

〔第1種〕または〔第2種〕の記載があるもの

- 第1種：精神障害者保健福祉手帳 1級
- 第2種：精神障害者保健福祉手帳 2級 または 3級

		交付日	令和6年4月1日
		有効期限	令和8年3月31日 <small>(更新の記録)</small>
氏名		〇〇 〇〇	
住所		□□□□□	
生年月日		令和△年△月△日	
障害等級	1級	手帳番号	◎◎◎
有効期間1		有効期間2	
有効期間3		有効期間4	
旅客鉄道株式会社等 旅客運賃減額		第1種	
福井県		福井県	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳			

■ 令和7年2月より前に交付された手帳で運賃割引を受けるためには

お持ちの手帳に、〔第1種〕または〔第2種〕のスタンプを押印しますので
お住まいの市町の手帳窓口にお越しください。

JR運賃割引を受けるためには、写真付きの手帳が必要です。
お持ちの手帳に写真の貼付を希望される場合は、写真（※）をご用意の上
お住まいの市町の手帳窓口にお越しください。

写真を貼付した手帳の交付までの目安は次のとおりです。
割引を利用される場合は、お早めにお手続きください。

- ① お持ちの手帳に写真貼付を希望する場合：約2週間以上
- ② 新しく写真付きの手帳を希望する場合：約1か月以上

- ・縦4センチ、横3センチ
- ・脱帽して、上半身を写したもの
- ・1年以内に撮影したもの

■ 運賃割引の概要

※ 割引の内容については、JR各社へお問い合わせください。

(1) 介護者の方と一緒に利用する場合

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第1種 精神障害者の方 と 介護者の方(1人のみ)	普通乗車券、回数乗車券、普通急行券、定期乗車券 <small>(小児定期乗車券を除く。)</small>	5割
12歳未満の第2種 精神障害者の方と介護者の方	定期乗車券 <small>(小児定期乗車券を除く。)</small>	

(2) 手帳をお持ちの方がひとりで利用する場合(※片道の営業キロが100キロを超える場合に限りです。)

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第1種または第2種 精神障害者の方	普通乗車券	5割

■ お問い合わせ先

○手帳の申請手続きについては、お住まいの市町の手帳窓口へお問い合わせください。

○JR運賃割引の内容については、JR各社へお問い合わせください。



発行元 福井県健康福祉部障がい福祉課 TEL:0776-20-0634
福井県総合福祉相談所 TEL:0776-24-5135

